

福岡県公報

平成22年3月10日
第3084号

目次

告示(第428号 - 第440号)

救急病院の認定	(医療指導課)	1
公共測量の実施	(県土整備総務課)	1
公共測量の実施	(県土整備総務課)	1
公共測量の終了	(県土整備総務課)	2
公共測量の終了	(県土整備総務課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
漁港の指定内容の変更	(水産振興課)	3
漁港の指定内容の変更	(水産振興課)	3
大規模小売店舗の変更の届出の取下げ	(中小企業振興課)	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	5
教育委員会			
博物館相当施設の指定	(教育庁社会教育課)	5
選挙管理委員会			
福岡県議会議員補欠選挙の執行に係る選挙人名簿の登録	(市町村支援課)	5
監査委員			
監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	6

告示

福岡県告示第428号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

医療機関の名称	所在地	有効期間
福岡県済生会福岡第二病院	飯塚市太郎丸265	平成22年3月1日から 平成25年2月28日まで
大牟田記念病院	大牟田市大字歴木1841	
医療法人一寿会西尾病院	直方市津田町9-38	
柳病院	八女市吉田2-1	

福岡県告示第429号

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量(3・4級基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡水巻町緑ヶ丘1丁目	平成22年2月4日から 平成22年3月25日まで

福岡県告示第430号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人 都市再生機構九州支社渡辺通都市整備事務所長から次のように公

共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3・4級基準点測量、街区確定測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市中央区渡辺通1丁目、2丁目、3丁目、4丁目の各一部	平成22年2月16日から 平成22年3月31日まで

福岡県告示第431号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（1・3・4級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
飯塚市津島地域	平成22年1月30日

福岡県告示第432号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県飯塚市外	平成22年2月22日

福岡県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
南筑後	県道	飯江線 長田	前	みやま市瀬高町本吉2022番1先から 同市瀬高町長田760番6先まで	4.0 ~ 24.0	2,223.4
			後	同上	4.0 ~ 24.0	2,223.4
			後	みやま市瀬高町本吉2022番1先から 同市瀬高町長田878番2先まで	11.0 ~ 32.0	2,276.0

福岡県告示第434号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成22年3月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市筵内字木屋ノ脇497番1、499番2、499番5及び499番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県船橋市三山5丁目26番11号

中野 紹夫

福岡県告示第435号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第2項の規定により指定された第2種漁港とみなされる宇島漁港の区域を同法第6条第5項の規定に基づき、次のようにその指定の内容を変更する。

平成22年3月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 水域

次のス点を中心とする半径5百メートルの円弧内の海面並びに陸域の欄に規定する

ウ点と工点を結んだ線より下流の岩岳川河川水面

ス点 北緯33度37分29秒3800 東経131度8分33秒5900

2 陸域

水域の欄に規定する円弧の延長線、ア点からツ点までを順次に結んだ線及び水際線により囲まれた地域

ア点 北緯33度37分20秒7844 東経131度8分49秒9274

イ点 北緯33度37分22秒5393 東経131度8分47秒8549

ウ点 北緯33度37分21秒1828 東経131度8分46秒0258

工点 北緯33度37分22秒0946 東経131度8分44秒5156

オ点 北緯33度37分24秒8601 東経131度8分47秒0274

カ点 北緯33度37分25秒4592 東経131度8分47秒5598

キ点 北緯33度37分26秒0618 東経131度8分47秒4023

ク点 北緯33度37分26秒4258 東経131度8分46秒9066

ケ点 北緯33度37分26秒7446 東経131度8分45秒9307

コ点 北緯33度37分27秒5627 東経131度8分40秒8241

サ点 北緯33度37分28秒1918 東経131度8分38秒4982

シ点 北緯33度37分28秒8544 東経131度8分36秒3917

セ点 北緯33度37分27秒4924 東経131度8分25秒5362

ソ点 北緯33度37分27秒3995 東経131度8分23秒2885

タ点 北緯33度37分28秒1603 東経131度8分21秒8897

チ点 北緯33度37分33秒0905 東経131度8分21秒1739

ツ点 北緯33度37分33秒7600 東経131度8分14秒9000

福岡県告示第436号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第2項の規定により指定された第2種漁港とみなされる大島漁港の区域を同法第6条第5項の規定に基づき、次のようにその指定の内容を変更する。

平成22年3月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 水域

次のア点からケ点までを順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

ア点 北緯33度54分43秒7369 東経130度26分51秒2767

イ点 北緯33度54分43秒7515 東経130度26分54秒1568

ウ点 北緯33度53分43秒8145 東経130度26分54秒7635

工点 北緯33度53分43秒6143 東経130度26分11秒8608

オ点 北緯33度53分47秒8377 東経130度26分12秒1663

カ点 北緯33度53分48秒5786 東経130度26分11秒4405

キ点 北緯33度53分49秒2181 東経130度26分07秒3809

ク点 北緯33度53分52秒4642 東経130度26分00秒8216

ケ点 北緯33度53分54秒1849 東経130度25分57秒3417

2 陸域

水域の欄に規定する工点、才点、カ点、キ点、ク点、ケ点、次のコ点、同欄に規定するア点、イ点、ウ点を順次に結んだ線及び水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しょ

コ点 北緯33度54分21秒4026 東経130度26分19秒9311

福岡県告示第437号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき変更の届出があった次の店舗について、当該届出の取下げがあったので公告する。

平成22年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 取下げ年月日

平成22年2月26日

2 大規模小売店舗の名称、所在地等

名 称	所 在 地	大規模小売店舗立地法第6条第3項において準用する同法第5条第3項に基づく公告
(仮称) Hilltop Terrace	福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目1088番1 外	平成22年2月福岡県告示第300号

福岡県告示第438号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年2月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) Hilltop Terrace

(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目1088番1 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前		変 更 後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
13	福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目1088番1 外	9	福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目1088番1 外

福岡県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福 岡	県 道	福 岡 直 方 線	前	糟屋郡久山町大字久原952番1先から同郡同町大字久原167番2先まで	13.0 ~ 26.0	780.0
			後	同上	16.5 ~ 34.0	780.0

福岡	県道	小竹府線	前	糟屋郡新宮町大字上府1070番1先から同郡同町下府2丁目1592番789先まで	9.4 ~ 17.0	1,119.0
			前	同上	16.0 ~ 44.9	1,167.0
			後	同上	13.8 ~ 32.0	1,119.0
久留米	県道	瀬高久留米線	前	久留米市荒木町荒木6190番先から同市荒木町荒木5811番先まで	10.0 ~ 35.0	444.5
			後	同上	10.0 ~ 35.0	444.5
久留米	県道	宮本線	前	久留米市荒木町下荒木2841番2先から同市荒木町荒木1647番8先まで	5.5 ~ 37.3	153.4
			後	同上	6.0 ~ 35.0	153.4

福岡県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月10日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡太宰府線	糟屋郡志免町志免東3丁目413番先から同郡同町田富2丁目391番先まで
福岡	小竹府線	糟屋郡新宮町大字上府1070番1先から同郡同町下府2丁目1592番789先まで

教育委員会

福岡県教育委員会告示第13号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として平成22年3月1日次のとおり指定した。

平成22年3月10日

福岡県教育委員会

施設名	所在地	設置者
西南学院大学博物館 (ドージャー記念館)	福岡県福岡市早良区西新三丁目13番1号	学校法人西南学院

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第25号

福岡県議会議員補欠選挙（甘木市選挙区）が近く執行される予定であるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づく選挙人名簿の登録につき、その要領を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成22年3月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

1 登録の基準日 平成22年4月8日

ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、平成22年4月18日をもって算定するものとする。

- 2 登 録 日 平成22年4月8日
- 3 縦 覧 期 間 平成22年4月9日の1日間

監 査 委 員

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を消防防災課等28か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年3月10日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜 美 男

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

- (1) 監査対象機関：知事部局の本庁及び出先機関、教育委員会、人事委員会並びに警察本部の28機関
 (2) 監査対象期間：平成21年6月1日又は平成21年7月1日から監査実施日まで
 (3) 監査実施日：平成21年11月5日～平成22年1月26日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
消 防 防 災 課	平成21年6月1日から 平成21年11月6日まで	平成21年11月6日
情 報 政 策 課	平成21年6月1日から 平成21年11月6日まで	平成21年11月6日
青 少 年 課	平成21年6月1日から 平成21年11月11日まで	平成21年11月11日
医 療 保 険 課	平成21年6月1日から 平成21年11月11日まで	平成21年11月11日
障 害 者 福 祉 課	平成21年6月1日から 平成21年11月12日まで	平成21年11月12日
廃 棄 物 対 策 課	平成21年6月1日から 平成21年11月12日まで	平成21年11月12日
商 工 政 策 課	平成21年6月1日から 平成21年11月18日まで	平成21年11月18日
国 際 経 済 観 光 課	平成21年6月1日から 平成21年11月5日まで	平成21年11月5日
経 営 技 術 支 援 課	平成21年6月1日から 平成21年11月5日まで	平成21年11月5日
森 林 保 全 課	平成21年6月1日から 平成21年11月17日まで	平成21年11月17日
企 画 交 通 課	平成21年6月1日から 平成21年11月17日まで	平成21年11月17日
河 川 課	平成21年6月1日から 平成21年11月19日まで	平成21年11月19日
建 築 都 市 総 務 課	平成21年6月1日から 平成21年11月18日まで	平成21年11月18日
企 画 調 整 課	平成21年6月1日から 平成21年11月10日まで	平成21年11月10日
施 設 課	平成21年6月1日から 平成21年11月10日まで	平成21年11月10日
人 事 委 員 会 事 務 局	平成21年6月1日から 平成21年11月19日まで	平成21年11月19日
生 活 経 済 課	平成21年6月1日から 平成21年11月24日まで	平成21年11月24日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
捜査第一課	平成21年6月1日から 平成21年11月24日まで	平成21年11月24日
交通規制課	平成21年6月1日から 平成21年11月24日まで	平成21年11月24日
西福岡県税事務所	平成21年7月1日から 平成22年1月26日まで	平成22年1月26日
飯塚・直方県税事務所	平成21年7月1日から 平成22年1月21日まで	平成22年1月21日
大牟田県税事務所	平成21年7月1日から 平成22年1月20日まで	平成22年1月20日
八幡農林事務所	平成21年7月1日から 平成22年1月7日まで	平成22年1月7日
行橋農林事務所	平成21年6月1日から 平成21年12月1日まで	平成21年12月1日
北部家畜保健衛生所	平成21年6月1日から 平成21年12月15日まで	平成21年12月15日
筑後川水系農地開発事務所	平成21年7月1日から 平成22年1月8日まで	平成22年1月8日
森林林業技術センター	平成21年6月1日から 平成21年12月9日まで	平成21年12月9日
豊前海研究所	平成21年6月1日から 平成21年12月11日まで	平成21年12月11日

2 監査の主眼

今回の監査は、消防防災課等28機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施し、その他需用費については、納品書による物品検収が行われているかについて確認した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。